

入札監理小委員会  
第 56 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 56 回 入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 20 年 9 月 19 日（金） 17:52～18:38

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項(案)の審議

○ 自動車検査用機械器具の保守管理業務（自動車検査（独））

3. その他

4. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員、内山専門委員

（自動車検査(独)）

企画部 三上部長

業務部 林技術課長

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第 56 回「入札監理小委員会」を開催したいと思います。

本日は自動車検査独立行政法人 三上企画部長に御出席をいただいておりますので、意見募集の結果やそれらを踏まえた実施要項（案）の修正点等について、10 分程度で御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○三上部長 それでは、御説明いたします。

まず、資料 A-①は、パブリックコメントの募集結果についての紙でございます。こちらの方は 1 件だけ意見があったわけですが、この資料で 1 点誤植がございまして、このパブリックコメントにつきましては今年の 8 月 26 日からと書いてございまして、8 月の 12 日から行っておりまして、9 月 2 日まで 3 週間にわたりましてパブリックコメントの募集をいたしました。

その結果、1 件御意見がございまして、それについては閉鎖時間の検査機器の校正の部分ですが、この閉鎖時間についてパブリックコメントに書いてある時間が実際より少ないのではないかという御意見がございました。これにつきましては、実は、実際にこの作業を実施した者からの意見だったんですけれども、実際に会社の方で控えていた時間とどうも合わないのということでありまして、これをきっかけとしまして、当方でも再度精査をいたしました。

その結果修正したものが、本日お配りしている資料 1-②の中で申し上げますと、この 4 ページから 5 ページにかけて質の設定というところで、閉鎖時間についての記述がございまして。そのバックデータといいますか、基礎になっているデータが資料の 46 ページから 47 ページにかけて「従来の実施における目標の達成」ということで、従来の実施でどれぐらい閉鎖時間があったかということの資料がございまして。

この従来の実施状況の 18 年度のところについて、そういう御意見をいただきまして、当方でも精査をいたしまして、実際に業者さんが持っていたデータと付け合せ等もいたしましたところ、当方が当初、第 1 回目の委員会に出した資料では、作業を開始した時間から実際に作業を終了するまでの間で閉鎖時間を計算していたんですけれども、実際に作業開始前の準備段階でも閉鎖しているということがわかりました。これにつきましては、前回お出ししたものでは明確に記述していなかったところではありますが、47 ページに注意事項というのを今回新たに少し文章を直しまして（1）で閉鎖時間と書いてございまして、この最後に括弧で「作業前の準備等を含む」と、閉鎖時間の定義といたしましては、作業前に準備をしている間にも実際には閉鎖をしておりますので、それを含めて閉鎖時間を数えるということによって明確にしたところがございます。

それらを明確にしたことを踏まえまして、46、47 ページに書いております閉鎖時間の数字も、もう一度改めて原資料に当たりまして精査をいたしましたところ、ほとんどの項目で閉鎖時間が実績値としては延びたということになっております。こちらの 46、47 ページの方が実績値でございまして、その実績値を使いまして、この測定指標を定めていたということもありまして、測定指標についてもこの実績値の変更に合わせて、数字の方が変わってきております。

それからもう一つは、これに関連して 4、5 ページの測定指標のところを一部見直しを行っております。この中で、5 ページの一番上の「重量計の定期検査」という欄ですが、このところ

ろの表現が、従前は 17、18 年度の指標をそのまま持ってきていたんですが、注 1) のところに少し書いてございますけれども、「重量計の定期検査は 2 年に 1 度であるため、最も新しい偶数年の実績を参考に指標を設定している」と注記をいたしました。当初の案では、偶数年の実績をそのまま指標にしていたんですが、平成 18 年に実は重量計を 2 機新たに設置をしているということがございまして、新しいものについては、18 年度にはこの定期検査が発生しておりませんでした。

ところが、20、22 年度には定期検査が必要になりますので、その 2 機分の定期検査の時間を考慮いたしまして少し見比べていただくと、47 ページの一番上の行に「重量計の定期検査に伴う閉鎖時間」としては、真ん中の欄に 15 時間と書いてございます。これが 18 年度の実績値でございますが、5 ページの方では 22 年度にあっては年間 20 時間ということで、15 時間に対して 20 時間と 5 時間多い時間を設定しております。この理由は、2 機の重量計が追加になった関係で、その分の 5 時間を上乘せまして、これも民間事業者の過度な負担にならないようにという観点で修正をいたしました。

それからもう 1 点、指標の方で 4 ページの下のところの検査機器の定期点検の測定指標の表現なんですけれども、「定期点検実施に伴う閉鎖時間が半期で 354 時間 50 分を上回らないこと」と修正をしております。

これにつきましては、同じく 46 ページの 4 の上から 2 行目のところに、定期点検実施に伴う閉鎖時間の実績がございまして、これも 17、18、19 年度と数字がございまして、実は 17、18 年度におきましては、土日にも定期点検を実施してございまして、その関係で土日は閉鎖時間には数えないで済むような形で実施したものが含まれている数字でございます。

そのため、19 年度から基本的には平日に実施するというので実施した結果、19 年度は入札の関係で上半期の方には十分定期点検できていない部分があるんですけれども、下半期のデータはほぼ出そろっておりまして、その下半期に 354 時間 50 分という閉鎖時間の実績がございまして。

基本的には、前回の委員会でも御説明しましたように、平日に定期点検等を実施する前提で閉鎖時間を設定してございまして、万が一、順調に作業が進まなかったようなときに、土日ですとか夜間ですとか閉鎖時間に影響しないようなところで、民間事業者さんの方でそのリカバリーのために、そういう時間を使っていただくことを考えておりました。

そういう意味では、この 19 年度の下半期の 354 時間という数字を指標にすることが、民間事業者さんにとっては妥当なと言いますか、通常にやっていたら平日に作業が終了することが見込める時間ということで、併せて修正をしたところでございます。

以上、主な修正点について御説明を終わらせていただきます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきましてあるいはそれ以外のことにつきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いたします。

いかがですか。稲生専門委員、何かございますか。

○稲生専門委員 先に、先ほどの議論をしていただいて、その後で結構です。

○渡邊副主査 では、私から伺います。

余りすごく重要で決定的なイシューではないかもしれないんですけども、ここで言うておられる定期点検2回以外にも予防的措置というか、壊れてから直すよりは、壊れる前にメンテをされた方が多分効率的だろうと思うんですけども、そういう意味では定期点検を年2回以上、定期的というか、一定のサイクルで見た方がいいのかどうかというのが第1点。

それから、もしメンテというか、一定のサイクルで定期点検以外に見る場合に、やはり閉鎖時間との関係で、恐らくいつそういうことができるのかというのが、実際の業務に当たって重要なことという感じを持ってしまして、その観点で伺いたいんです。

例えばここにだけ人を派遣させるというのは多分現実的ではなくて、普通こういうメンテをやる場合は、近くにある民間のと併せて、事業者からすると一定のエリアを順繰り1日の中で回らせるとか、あるいは一定の部品もこういうエリアを回するためにキープしておくとか、多分そういうところがきっと現実的な動きだろうと思うのです。そうすると、民間の事業者にとっては、いつそういうことができるのか、あるいはやった方がいいのかというところが、割と創意工夫を発揮できる部分かなという気がしまして、他方、もしそうやる上で制約があるのであれば、創意工夫の発揮のしようもないわけですから、ベースになる情報を出しておいた方が、実際にお互いにとっていいのではないかなという気がします。

他方、さっきの話ですと定期点検についてはかつて土日だったのが、今は平日になっているという事は、施設管理の関係から職員がいないところで、土日にそういう事業者を立ち入らせるのが適切ではないという御判断も、もしかしたらあるのかなと思ひまして、少しそういう観点から、定期ではないけれども一定のサイクルで見ると、そういう工夫発揮の余地があるときに、どういうお考えで、どういうふうなオペレーションをされるのかを教えてくださいたいと思います。

○三上部長 まず1点、創意工夫の観点につきましては、第1回の委員会の際にもお話が一度あったんですけども、それに関して少し直したところがあった部分を修正し、御説明が漏れておりましたので、そこを最初に御説明させていただきます。

4ページの「(5) 検査機器の修繕」と書いてあるところでございますが、この表現の中で(5)の4行目ぐらいですけども「故障を未然に防ぐために整備及び調整等が必要であると判断する場合は、直ちに必要な修繕を実施」ということで、民間事業者さんの判断で故障を未然に防ぐという観点は、従来の個別の契約ではそういう発想といたしますか、余地がなかったんですけども、今回は一括して点検と修繕をお願いする関係で、この修繕のところ「故障を未然に防ぐために」という考え方を明確に入れたところでございます。

これによりまして、定期点検等の際に分解して点検をいたしますので、その時点で壊れていなくても、かなり摩耗が進んでいるとかというものについては、この条項を根拠に修繕していただく、トータルのコストを下げるという工夫の余地が出てくると考えております。

それから2点目ですが、先ほどお話のありました、実際に実施日など、地域的な組み合わせをというお話ですけども、これにつきまして、1つは、64~67ページにかけて実績ベースでございますけれども、17~19年度にそれぞれの場所で大体、何日ごろに定期点検とか校正を実施しているかという実績を付けさせていただいております。

見ていただいてわかるように、その年ごとに、やはりある程度日にちもずれてきておりますし、実際には各年度ごとに、年度当初に年間のスケジュールのようなものを落札された民間事業者さんと打ち合わせをさせていただいて、大体そのときに民間事業者さんの方で、地域的にまとめた方がいいとか、いずれにしても、余り集中的にやるというのは民間事業者さんの方にもマンパワーの問題ですとかいろいろ出てくるかと思えます。

その辺りは御相談をさせていただいて、基本的な年間スケジュールを決めさせていただいた上で、あとはその後の事情変化に応じてまた見直していくということになるかと思えますが、実績をお付けしておりますので、それを参考に大体のイメージといいますか、箇所数も23か所ということで、かなりございますので、どういう組み合わせがいいのかというのは民間事業者さんがどこに拠点を持っておられるかによってもまた変わってまいりますので、それは実際に落札された事業者さんと御相談の上で決めていくということになろうかと思っております。

以上です。

○渡邊副主査 多分、具体的な日程は本当に言われたように決められるのが、お互いにとって一番いいんだろうと思うんですけども、土日とか、要するに操業を止めてそういうエキストラのものをやる必要があるのか、あるいは止めないでやろうと思ったら、この土日しかありませんとか、あるいは夜間しかありませんとか、多分その辺りは開示できるのであれば、きっちり開示しておかれた方がお互いのためにいいのではないかなというところがあるんです。

先ほどのお話しだと、前は土日にやっていたのが今は平日というところが、施設管理権のお話なのか、その辺りがわかっているれば、多分、土曜日とか日曜日にはできない、平日の操業時間内に止めてやるしかないというのを前提に、創意工夫も決まってくるということだと思っているので、その前提だけはっきりさせてあげたいかがでしょうかという趣旨です。

○三上部長 まず1点ですね、従来、土日に実施していたものを19年度から基本的には平日にしたということについて、特に施設管理上の制約が新たに出たというわけではないですけども、検査については基本的に予約を取っております、予約台数ある程度調整すること等によって、こういう年間スケジュールできちんと予定どおりのスケジュールであれば、定期点検等で1コース閉鎖するときには予約をその分絞って対応するというので、基本的には対応可能だということで、平日にやるようにしたということが1つ。

それからもう一点、現在やっておられる事業者の方に聞いたんですけども、やはり土日ですとか、夜間の作業の場合は民間事業者としても、自らの従業員に当然ですけども割増賃金を払わなければいけないので、一定額で落札された事業者さんにとって、平日にできるのであれば基本的には平日にやりたいという御希望があったということもございます。

○樫谷主査 よろしいですか。

今のお話だと、故障を未然に防ぐための整備及び調整等というのは、定期点検していて、まだ壊れてはいないけれども壊れそうだし、ちょうど今やった方が合理的だということの意味しているのであって、毎日とか1週間に1回ぐらい来て、ちょっとコンコンとたたいてみて油が足りないとか、これは壊れそうだとかということとは違うんですね。そういう意味ではないんですね。あくまでも

定期点検時に見ていて、これは早めに取り換えた方がいいという判断と理解してよろしいですか。

○三上部長 はい。そのようなことを想定しております。

現実には民間事業者さんが機器を実際に分解したり点検したりする機会というのは、定期点検のときには必ずそういうチャンスがございます。

それ以外に、どこか1か所修繕しているときに、併せてほかのところもまだ壊れてはいないけれども、ちょっと危ないということに気が付くというケースがあるかもしれませんが、基本的にはやはり定期的に民間事業者さんが機械を見るチャンスが半年に1回とか2年に1回、そういうタイミングでございますので、そのときに、こういう未然に防ぐという観点で創意工夫をしていただければと考えております。

というのは、これは想定している範囲なので、それ以外にももっとアイデアがあるかもしれないんですけども、そこまではちょっと我々としてはわからないところでございます。

○樫谷主査 あと何かございますか。稲生専門委員どうぞ。

○稲生専門委員 私は実施要項（案）の8ページから9ページにかけての評価の方法の中身で若干お聞きしておきたいことがあります。

ここの8ページから9ページにかけてと、あと44ページの別表第9の評価表があって、これを対比させながらということになろうと思うんですが、まず初めにお聞きしたいのが8ページの「イ 必須項目審査」で、実施体制から業務実施方法まで3つあるわけでございます。

44ページなんですけれども、まず細かいんですが順番が若干変わっているんで、つまり、実施体制が1番で、次が業務に対する認識です。そこは簡単に換えられると思いますので、変えた方がよろしいというのがまず1点。これは単なる指摘です。

それから、中身が対応してないと思うのは、例えば44ページの評価表の実施方法の2つ目、個人情報や安全衛生等に関する対策というのが、私の見方が悪いかもしれませんが9ページの②にはないんです。これはやはり同じものが来るはずですね。

だから、どっちかが抜け落ちているか、どっちが多いと思いますので、その整合を9ページのイの①～③と、44ページのところで整合を取られた方がよろしいのではないかというのが1点です。

それから、今度は9ページの「ロ 加点項目審査」なんですけれども、それで少し教えてほしいのが、①～④までありまして、例えば「①業務の質についての提案内容」とございまして、この文章を読んでいくと検査機器保守、管理業務の質の維持等々に関する提案の内容に創意工夫が見られること。また、実施についての具体的な方法とか、実施可能な体制だとあるんですが、ここで言う実施についての具体的な方法云々というのは全体のことを指しているのか、あくまでも業務の質の維持・向上という、この加点項目部分についてのみの実施についての具体的な方法のことを言っているのか、これはどちらを指しているのでしょうか。

○三上部長 ここのところはまさに、加点項目についての具体的な御提案をいただいたときに、それが実際にできるかどうかですね。

○稲生専門委員 具体的かどうか。体制が起こされているか。そういう意味ですね。わかりました。

では、同じことが②についても書き方は同じですので、そう理解しておけばいいんですね。

○三上部長 はい。

○稲生専門委員 わかりました。それから、実施要項について、ロの②の実施方法についてなんですけれども、文章が少しわかりにくいんですが、検査機器等々についての提案が業務の利便性の向上または経費の削減を図るものであり、内容に創意工夫が見られることというのは、この内容に創意工夫が見られるというのは、「かつ」の関係があるんですか。つまり、必要でなくてもいいのかなと思ったんです。

経費の削減が図ればいいわけですね。あるいは利便性の向上があればいいのではないかなと思って、それに、「かつ」という形で創意工夫まで、そこに更に要求する必要はないのではないかと。これは日本語の問題かもしれないんですが、特に読む者からすると、利便性の向上を上げるこんないい方法があったと、だけれども普通それは創意工夫ではないかなと私は思うのです。

要は、どう直せばいいかという1つの案なんですけど、業務の利便性の向上または経費の削減を図るものであることとか、ちょっとわかりませんが、シンプルに書いても恐らく趣旨は反しないのではないのではと思ったので、これは御検討くださいということでございます。

それから、ややこれはどうかなと思うのが、今度はロの「④適切な業務担当者の配置」というのがあるんですが、これは必要なんでしょうか。

つまり、検査機器または類似の機器の構造を理解して、これは本当に当たり前のことのような気がしまして、これを加点するという意味がどれほどの意味があるのか。あるいは適切に業務を実施できる者を配置しているというのは、むしろこれは加点というよりか、イの必須項目のところでは本来はクリアできているところではないかと。

つまり、イの「①実施体制」でわざわざ（ア）～（ウ）まで細かく9ページで書き込みがございまして、ここがまさに構造を理解しとか、適切に業務を実施するということの審査そのものではないのかなと思います。

ですから、あえて加点項目を1つも削りたくないということであれば、このロの④については、例えばより効果的に実施可能な体制を提案しているとか、適切などいうことを超えて、更に加点させるような何がしかのものを加点項目のロの④に置く方が、むしろいいのではないかと。そうでなければむしろ④は削除してしまって、そうすると点数が必須項目が60点、今120点が加点項目になっていますが、これは100点ということにしてもいいのではないかとということです。

以上でございます。

○樫谷主査 いかがでしょうか。

○三上部長 ただいまの御指摘の点につきましては、確かにおっしゃる点は大変よくわかりますので、特に最後の適切な業務担当者の配置につきましては、加点項目に残すかどうかを含めて早急に検討をしたいと思っております。

○稲生専門委員 恐らく、なくても業務の質についての提案があるし、経費の削減も含めて実施方法もございまして、かなり重要な部分はそこで網羅できている気がします。

実績は実績であってよろしいかと思っていますので、あえて適切なものというのは、なくてもいいかもしれません。これは単なるコメントです。



○三上部長 場合によっては今、お話しになった、より効果的な取組みという形を。

○稲生専門委員 これはほかのでも結構入っているのがあると思いますので。

以上です。

○樫谷主査 何か所かあったと思うんですが、事務局とまた調整していただけますか。ほかにございますか。どうぞ。

○事務局 済みません、少し確認になるんですが、検査機器の修繕の故障を未然に防ぐために整備及び調整を行うというところについては、具体的にはこの時間帯あるいはこの曜日、この期間で行うことができるといったことの記載は可能でしょうか、あるいは今後協議とするとといった記載ぶりとなるのが、現段階では現実的でしょうか。

○三上部長 時間を書くというのは、どういう意味でしょうか。

○事務局 故障を未然に防ぐために行う整備というのは、平日の何時から何時までに行うといったようなことを書くといったようなことはできますでしょうか。

○三上部長 時間を限定的に書くのは、むしろ制約が出るのではないかと思いますので、実施については、個別に協議するというのを注記することはできると思います。

○渡邊副主査 今に関連してなんですけれども、さっきのお話ですと、要するに施設管理権ではなくて、残業代や休日の出勤対応で休日 150 %にしなければいけないとか、多分コスト面で大分違うからというお話だったんです。そうだとするとコストに直結するので、むしろ土日にやらなければいけないとか、残業手当が付くような時間帯にやらなければいけないというときは、それはむしろ書いておかないと事業者側としては困ると思うんです。書いていない限りは、any time いうか、いつでもOKですよという前提で受けましたという仕切にしないと、多分ワークしなくなると思うので、別に平日の何時から何時までに限ると書く必要はなくて、くどいようですが、何も書かないということは平日、たとえラインを閉鎖しても、協議してそういう前提でエクストラコストがかからないようなやり方でやることを認めるということにせざるを得ないのではないかと思います。

○三上部長 基本的には平日に必要な修繕であれば、平日にやることを前提に考えておりますし、定期点検と修繕を組み合わせることによって、個別にやるよりも短い閉鎖時間で済めば、それはメリットがあると考えておりますので、そのような形で協議させていただくのが妥当ではないかと思っております。

○樫谷主査 修繕の回数なんというのはどこに書いてあるんですか。

○三上部長 49 ページに、検査機器の修繕で大体 300 件から 400 件ぐらい件数的にはございます。

○樫谷主査 これは消耗品の経費ですね。

○三上部長 消耗品の方は、機器の修繕に当たるようなものではなくて、フィルター等交換部品のようなものですので、消耗品は修繕とは直接は関係しないです。

○樫谷主査 それは納品するだけでいいわけですね。

○三上部長 はい。

○樫谷主査 どんどん増えているというのは、どう違うんですか。何となく見ていると、350 が 3

77、445 ということですから、古くなると増えるということとは違うんですか。そういう意味でもないんですか。

○三上部長 若干、件数的には増えておりますけれども、金額的には余り増えていませんし、前回は御説明しましたように、今は機器の入れ替えの方も計画的に進めておりますので、新しい機器が増えることによって修繕の件数も恐らく減って、件数はともかく経費的には減ってくるのではないかと考えております。

○樫谷主査 内山専門委員。

○内山専門委員 済みません、4ページの「3. 保守管理業務の質の設定」で、先ほどから出ていますけれども、測定指標のところですか。

時間がパブリックコメントによって少し修正されたという点について、これは質の設定という極めて大事なところですが、それについてのデータにそごがあつてはいけないと思いますので、今後その点はしっかりとやっていただけると思うのですが、それについてちょっと、検査機器定期点検の方の測定指標が、半期で354時間50分を上回らないことになっていますが、46ページの方の質の開示の方を見ますところ、年間で554時間で下半期で354時間ということで、要するに、上半期と下半期で若干ばらつきがあるわけです。単純に半期ずつ354時間取ると700時間オーバーしてしまうんですけれども、その点は大丈夫ですか。

○三上部長 実は、19年度は入札が当初うまくいかなかった関係で、上半期は予定どおりの定期点検ができなかったという特殊事情がございまして、この下半期は大体計画どおりに半年に1回の定期点検を実施した結果、354時間というのが出ておりまして、これを倍にすると大体700時間ぐらいになります。

先ほどちょっと御説明しましたように、19年度から基本的には土日以外の平日で定期点検をやるようになった関係で、そうしますと大体年間700時間ぐらい、平日にやればそれぐらいはかかるとするのが妥当であるということで、実は20年度に入ってまだ半年経っていませんけれども、20年度に入ってからの実績を見ましても大体354時間ぐらいの時間になっておりますので、そういう意味ではこれからは、このぐらいの時間になると見ております。

○内山専門委員 その点は、これを読まれて民間事業者の方はわかりますか。そういう事情が一応、注意事項のところに書いてありますけれども、単純に普通に読めば私が思ったような疑問を持ってしまうと思うので、それはよく言えば確かに注意事項の(2)のところにしているんでしょうが、その辺どうなんでしょう。

○三上部長 説明会等でも、この辺りのところは説明を更に補足して、特に注意のところも含めて説明をするように周知を図りたいと思います。

○内山専門委員 わかりました。

○樫谷主査 64ページには5月14日だとか、日を書いてありますね。

○三上部長 はい。

○樫谷主査 そうすると、1日単位なんですか。それとも時間単位なんですか。

例えば35分とかが出てくるんですけれども、どういうことか出てくるんですか。例えば午前中

の11時55分までで、それからということなんですか。どういう計算になっているんですか。

54ページに定期点検実施に伴う閉鎖時間と書いてあって、こちらの方は定期的に日程一覧表というのがあるわけです。5月14日というのは、24時間ではなくて9時から5時までやっているということなのか。

関東の場合は5月14日、21日、22日とか書いてありますね。足立の場合は11、12、13あるいは19と書いてあります。これは丸一日9時から5時までやっているということですか。それで5分とか出てくるのは何でなんですか。

○林課長 実施日ですから、そのうちの何時間だけしかやっていませんということなんです。ですから、時間の積み重ねで35分とか、そういうことです。

○樫谷主査 かなり細かく増えていくということですね。

○三上部長 はい。

○樫谷主査 先ほど予約を取っているとおっしゃったので、何時から人が来てしまうとか、ずれてしまいますよね。

○林課長 例えば関東ですと5月14日に予定しています。では9時からやってくださいとオーダーをかけます。ですけれども、実際的には9時5分なり15分にスタートしても、その場で一気にコースを止められないので、9時の始業時からコースを止めていますから、その5分は済みませんけれども閉鎖時間の方にカウントをさせていただいているということです。

○樫谷主査 そうですね。

普通は9時からにしてしまうと思うんですが、5分というのが出てくるのは、例えば9時から始めて早く終わってしまいましたと。

○林課長 9時からやって、例えば10時35分に終わりましたということになれば、35分からは開けられるわけですね。

○樫谷主査 そうですね。そういうふうに予約が入っているのであれば、9時30分から予約していればもう来てしまいますよね。

○林課長 午前中かかるようなオーダーですと、午前中の台数は実際的には少し削っています。

○樫谷主査 実際は午前中に閉鎖してしまうわけですね。

○林課長 そうです。ですけれども、点検が終わった以上、何もやっていないのに締めていくわけには、お客様の前ではできませんので、終わった段階でオープンにします。

○樫谷主査 なるほど。では、待っていたところでは効率的にできるようになる。

○林課長 そういうことです。

○樫谷主査 そういう意味ですね。わかりました。

予約はある程度、半日休止する、定期点検にかかるということを前提に、予約を取っていったらいいですね。

○林課長 そうです。

○樫谷主査 実際はどんどん来ているので、いろんなレーンで内部で効率的に配分するということですね。

○三上部長 1時間半とか大きな枠で予約を取っておりますので、5分単位とか10分単位での予約とはちょっと違います。

○樫谷主査 1日15分とか25分とあるわけではないですね。

○三上部長 もう少し大きく取っておりますので、ある程度、常に並んでいる状態なんです。それで、コースが空けばその分、ペースが短くできるということになります。

○樫谷主査 よろしいでしょうか。

○徳山企画官 それでは、済みません、修正が必要な点については今後、事務局と調整をして修正をしていただきたいと思いますと思っております。

○樫谷主査 それで、私の方で少しコメントをさせていただきたいと思います。

まず、入札参加者の確保についてですけれども、自動車検査独立行政法人におかれましては、より多くの入札の参加者を確保するために、本入札の周知、広報を積極的に実施していただくことをお願いしたいと思います。

また、事業実施に当たりましては、民間事業者と綿密な連絡、調整を図っていただきまして、民間事業者が円滑に事業を開始できるよう積極的な協力をお願いしたいと思いますと思っております。

それから、民間競争入札の全国への拡大についてでありますけれども、昨年12月に閣議決定されました公共サービス改革基本方針では、今回行われる民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、民間競争入札を全国へ拡大することを検討することとされておりますので、検証をしっかりと行うとともに、民間競争入札を全国へ拡大することについて積極的な検討をお願いしたいということになります。よろしくお願いたします。

それから、事務局に修正をやっていただいて、また先生方に御連絡をよろしくお願いたします。

それでは、本実施要項(案)につきましても、これまで2回の審議を行いました。本日をもって小委員会の審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会の開催をすることはせず、若干の修正を入れて実施要項(案)の取扱いについては監理委員会への報告資料の作成につきましても、私に一任いただきたいと思いますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了いたします。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日はどうもありがとうございました。